

会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う法
務省関係政令の整備に関する政令 新旧対照条文 目次

| | | |
|---|---------------------------|---|
| 一 | 会社法施行令（平成十七年政令第三百六十四号） | 1 |
| 二 | 弁護士会登記令（昭和二十四年政令第三百二十一号） | 2 |
| 三 | 独立行政法人等登記令（昭和三十九年政令第二十八号） | 3 |
| 四 | 組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号） | 4 |
| 五 | 会社更生法施行令（平成十五年政令第二百一十一号） | 6 |

| | |
|--|---|
| <p>改正案</p> | <p>現行</p> |
| <p>（書面に記載すべき事項等の電磁的方法による提供の承諾等） 第一条 次に掲げる規定に規定する事項を電磁的方法（会社法（以下「法」という。）第二条第三十四号に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）により提供しようとする者（次項において「提供者」という。）は、法務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 一〇十四（略） 十五 法第七百七十四条の四第三項（法第七百七十四条の九において準用する場合を含む。）</p> | <p>（書面に記載すべき事項等の電磁的方法による提供の承諾等） 第一条 次に掲げる規定に規定する事項を電磁的方法（会社法（以下「法」という。）第二条第三十四号に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）により提供しようとする者（次項において「提供者」という。）は、法務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 一〇十四（同上） （新設）</p> |
| <p>2 （略）</p> | <p>2 （同上）</p> |

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>（商業登記法の準用）</p> <p>第十五条 弁護士会又は日本弁護士連合会の登記については、商業登記法（昭和三十八年法律第二百五号）第二条から第五条まで、第七条から第十四条まで、第十七条第一項、第二項及び第四項、第十八条、第十九条の二、第二十一条から第二十三条の二まで、第二十四条（第十四号及び第十五号を除く。）、第二十六条、第二十七条、第四十七条第一項、第五十一条から第五十三条まで、第七十一条第一項、第三十二条から第三十七条まで並びに第三十九条から第四十八条までの規定を、弁護士会の登記については、同法第十九条の三、第七十九条、第八十二条及び第八十三条の規定を準用する。この場合において、同法第十七条第四項中「事項又は前項の規定により申請書に記載すべき事項」とあるのは「事項」と、「前二項」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。</p> | <p>（商業登記法の準用）</p> <p>第十五条 弁護士会又は日本弁護士連合会の登記については、商業登記法（昭和三十八年法律第二百五号）第二条から第五条まで、第七条から第十四条まで、第十七条第一項、第二項及び第四項、第十八条、第十九条の二、第二十条第一項及び第二項、第二十一条から第二十三条の二まで、第二十四条（第十五号及び第十六号を除く。）、第二十六条、第二十七条、第四十七条第一項、第五十一条から第五十三条まで、第七十一条第一項、第三十二条から第三十七条までの規定を、弁護士会の登記については、同法第十九条の三、第七十九条、第八十二条及び第八十三条の規定を準用する。この場合において、同法第十七条第四項中「事項又は前項の規定により申請書に記載すべき事項」とあるのは「事項」と、「前二項」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。</p> |

三 独立行政法人等登記令（昭和三十九年政令第二十八号）

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>（商業登記法の準用）</p> <p>第十八条 商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第一条の三から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条から第十九条の三まで、第二十一条から第二十三条の二まで、第二十四条（第十三号から第十五号までを除く。）、第二十六条、第二十七条、第四十八条から第五十三条まで、第七十一条第一項及び第三百三十二条から第四百八条までの規定は、独立行政法人等の登記について準用する。この場合において、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは、「独立行政法人等登記令第九条第二項各号」と読み替えるものとする。</p> | <p>（商業登記法の準用）</p> <p>第十八条 商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第一条の三から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条から第二十三条の二まで、第二十四条（第十四号から第十六号までを除く。）、第二十六条、第二十七条、第四十八条から第五十三条まで、第七十一条第一項及び第三百三十二条から第四百八条までの規定は、独立行政法人等の登記について準用する。この場合において、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは、「独立行政法人等登記令第九条第二項各号」と読み替えるものとする。</p> |

四 組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号）

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>（商業登記法の準用）</p> <p>第二十五条 商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第一条の三から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条から第十九条の三まで、第二十一条から第二十三条の二まで、第二十四条（第十五号を除く。）、第二十五条から第二十七条まで、第四十八条から第五十三条まで、第七十一条第一項、第七十九条、第八十二条から第八十四条まで、第八十七条、第八十八条及び第三百三十二条から第四百八条までの規定は、組合等の登記について準用する。この場合において、同法第二十五条中「訴え」とあるのは「訴え又は官庁に対する請求」と、同条第三項中「その本店の所在地を管轄する地方裁判所」とあるのは「その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所又は官庁」と、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「組合等登記令第十一条第二項各号」と、同法第七十九条中「吸収合併による」とあるのは「吸収合併若しくは組合等登記令第八条第二項に規定する承継（以下「承継」という。）による」と、「合併を」とあるのは「合併又は承継を」と、「吸収合併により」とあるのは「吸収合併若しくは承継</p> | <p>（商業登記法の準用）</p> <p>第二十五条 商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第一条の三から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条から第二十三条の二まで、第二十四条（第十六号を除く。）、第二十五条から第二十七条まで、第四十八条から第五十三条まで、第七十一条第一項、第七十九条、第八十二条から第八十四条まで、第八十七条、第八十八条及び第三百三十二条から第四百八条までの規定は、組合等の登記について準用する。この場合において、同法第二十五条中「訴え」とあるのは「訴え又は官庁に対する請求」と、同条第三項中「その本店の所在地を管轄する地方裁判所」とあるのは「その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所又は官庁」と、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「組合等登記令第十一条第二項各号」と、同法第七十九条中「吸収合併による」とあるのは「吸収合併若しくは組合等登記令第八条第二項に規定する承継（以下「承継」という。）による」と、「合併を」とあるのは「合併又は承継を」と、「吸収合併により」とあるのは「吸収合併若しくは承継により」と、同法第八十二条第一項</p> |

により」と、同法第八十二条第一項中「合併による」とあるのは「合併又は承継による」と、「吸収合併後」とあるのは「吸収合併若しくは承継後」と、同法第八十三条第二項中「吸収合併に」とあるのは「吸収合併若しくは承継に」と読み替えるものとする。

(特則)

第二十六条 (略)

21～19 (略)

20 組織変更前の生産森林組合についてする第十六項の登記は、組織変更後の認可地縁団体（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体という。次項第二号において同じ。）の代表者の申請によつてする。

21～24 (略)

中「合併による」とあるのは「合併又は承継による」と、「吸収合併後」とあるのは「吸収合併若しくは承継後」と、同法第八十三条第二項中「吸収合併に」とあるのは「吸収合併若しくは承継に」と読み替えるものとする。

(特則)

第二十六条 (同上)

21～19 (同上)

20 組織変更前の生産森林組合についてする第十六項の登記は、組織変更後の認可地縁団体（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体という。次項第二号において同じ。）の代表者の申請によつてする。この場合においては、前条において準用する商業登記法第二十条第一項及び第二項の規定にかかわらず、その印鑑を登記所に提出することを要しない。

21～24 (同上)

五 会社更生法施行令（平成十五年政令第百二十一号）

改正案

現行

（株式会社交付による変更の登記の嘱託書等の添付書面）

第十三条の二 更生計画の定めにより株式交付をしたときは、当

該株式交付による変更の登記の嘱託書又は申請書には、商業登

記法第九十条の二第三号から第五号までに掲げる書面の添付を

要しない。

（新設）